

「週休2日」試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県農政部が所管する農業農村整備事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本要領で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の「休日」を確保することをいう。また、「休日」は「現場閉所」とすることをいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

- 1) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- 2) 工場製作のみを実施している期間
- 3) 工事の全部を一時中止している期間及び余裕期間
- 4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 対象工事は、原則として農政部が所管する農業農村整備事業の全ての工事とするが、社会的要請により、早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

(発注方式)

第5条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

(実施手続)

第6条 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1参照）」（以下、「計画実績表」という。）を発注者に提出する。

2 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、4週8休以上の休日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.02
現場管理費(率分)	1.05

2 補正方法

○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数

○機械経費（賃料）＝機械経費（賃料）合計×週休2日補正係数

○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

3 労務費補正は、「公共工事設計労務単価51職種」及び土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事に計上する職種を対象とする。

ただし、上記施設機械工事の製作工事に計上する職種及び業務職種は除く。

(工事成績評定の取り扱い)

第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を達成できない場合については、必要に応じて、工事成績評点要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

(実施証明)

第9条 週休2日を達成した場合、実施内容を記載した実施証明書(別紙2参照)を完成検査後に発行する。

(留意事項)

第10条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等、下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 各経費の補正は対象期間全体に対する「週休2日」の達成状況により決定するものとするが、受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の「週休2日」が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。
- (7) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

(市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正)

第11条 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02

法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月1日から施行する。